

当金庫の概要及び組織

沿革

昭和3年2月8日、産業組合法に基づく有限責任信用組合「石巻庶民金庫」として、初代組合長／鈴木源助、事務所／牡鹿郡石巻町新田町47番地、会員数／556名、出資口数／5,034口、出資金／57,524円で営業を開始、昭和18年10月市街地組合法の施行により「石巻信用組合」と改組、昭和26年12月信用金庫法施行により「石巻信用金庫」となり現在にいたっております。

概要

平成27年3月31日現在

名 称 / 石巻信用金庫
所在地 / 石巻市中央三丁目6番21号
電 話 / 0225-95-4111 (代表)
創 立 / 昭和3年2月8日
出資金 / 9,666 百万円
会員数 / 21,286 名
店舗数 / 12 店舗
職員数 / 140 名

役員

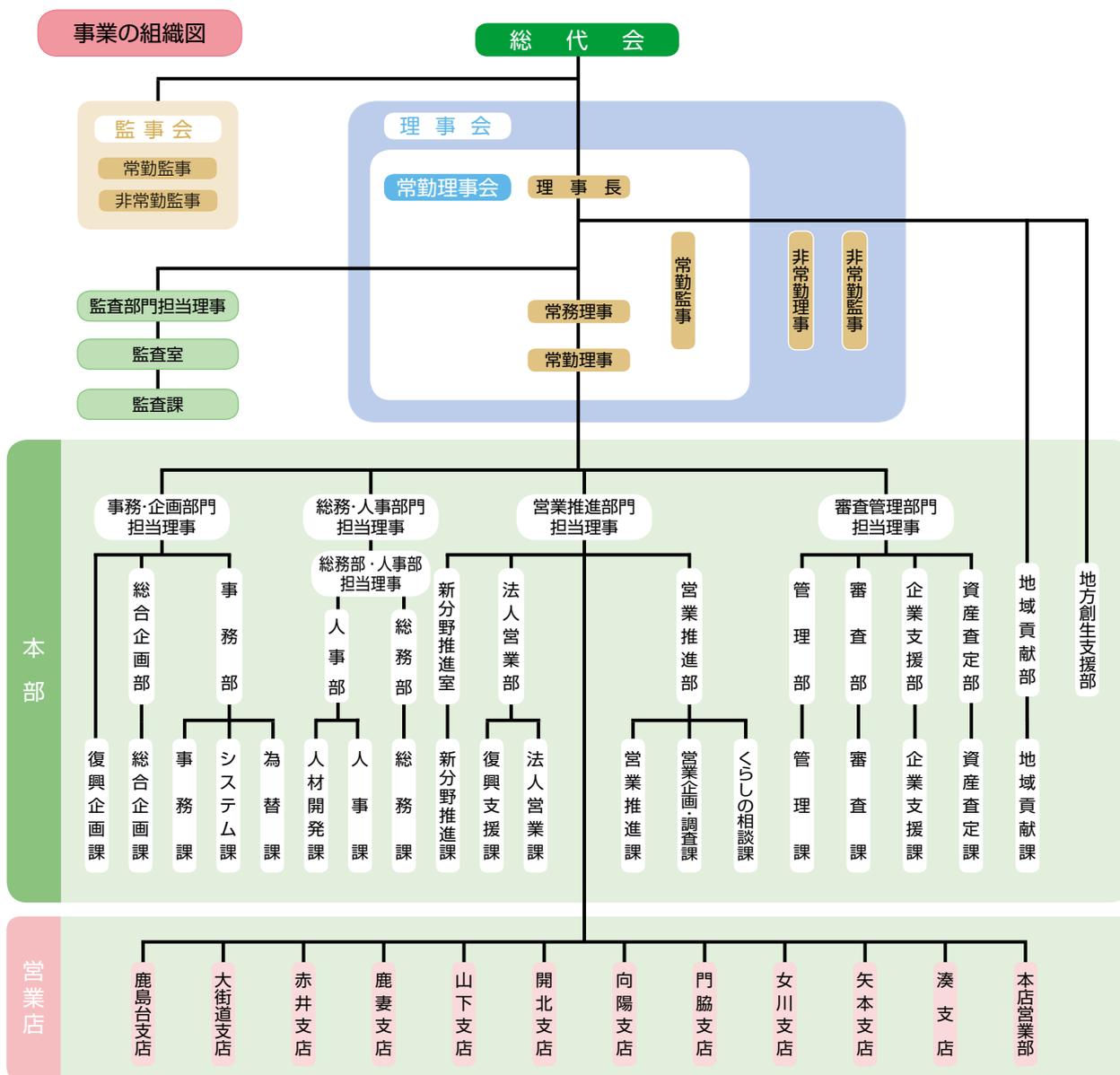
平成27年6月末現在

理 事 長 (代表理事) / 高橋 賢志
常務理事 (代表理事) / 泉田 公司
常務理事 (代表理事) / 明石 圭生
常務理事 (代表理事) / 佐藤 政博
常勤理事 / 遠藤 正弘
常勤理事 / 佐々木 淳
理 事 / 青木 八州
理 事 / 若生 保彦
常勤監事 / 小野寺 啓之
監 事 (員 外) / 栃窪 俊英

1. 理事 青木八州、若生保彦は、信用金庫業界の「総代会の機能向上に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
2. 監事 栃窪俊英は、信用金庫法第32条5項に定める員外監事です。



地域金融機関としての目的をより確実に実現するため総代会・理事会等ガバナンス機能強化を図っております。



内部統制システム

信金法36条に定める理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他金庫の業務の適正を確保する体制整備(内部統制システム)について、平成19年6月に理事会決議を行っております。

なお、概要は以下のとおりです。これらは「内部管理基本方針」に明示しています。

- ①理事および職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ②理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥前号の職員の理事からの独立性に関する事項
- ⑦理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- ⑧その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ⑨この金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制